

厚生労働省
東京労働局発表
平成 29 年 10 月 31 日

担 当	東京労働局労働基準部監督課
	課長 樋口 雄一
	主任監察監督官 中尾 剛
	電話 03 - 3512 - 1612 FAX 03 - 3512 - 1556

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します

～東京労働局長がベストプラクティス企業の職場訪問を実施します～

東京労働局（局長：勝田智明）では、「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します。

平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や平成 29 年 3 月に内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

今回のキャンペーンでは、著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導を行うとともに、長時間労働の削減に向けて積極的に取り組むベストプラクティス企業への東京労働局長による職場訪問を実施し、積極的な取組事例を広く紹介します。

なお、今回のキャンペーン実施に先立ち、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談や東京労働局長等による使用者団体等への協力要請も実施しました。

1 ベストプラクティス企業への職場訪問を行います

長時間労働の削減に積極的に取り組むベストプラクティス企業を東京労働局長が訪問し、積極的な取組事例を広く紹介します。

実施日時：11月24日（金）

実施場所：伊藤忠商事株式会社

（東京都港区北青山二丁目5番1号）

- ・ 当日の取材をご希望の場合は、平成 29 年 11 月 10 日（金）までに、必ず下記までご連絡の上、代表者・人数等をお知らせください。

03-3512-1612（東京労働局 労働基準部監督課）

取材に関する説明等については、後日連絡いたします。

- ・ 上記企業に対する個別の問い合わせはご遠慮ください。
- ・ 当日の撮影・録音等に当たっては、当局及び対象企業職員の指示に従ってください。

2 重点監督を実施します

(1) 監督の対象とする事業場等

以下の事業場に対して、重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
必要に応じ、夜間の立ち入りを実施します。

について、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

(2) 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。

長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

(3) 送検

重大又は悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

3 使用者団体等に協力要請を実施しました

キャンペーンの実施に当たり、平成 29 年 10 月 5 日(木)から 17 日(火)にかけて、東京労働局長等が使用者団体等を訪問し、取組みに係る協力要請を行いました。



4 「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を10月に実施しました

キャンペーンの実施に当たり、平成29年10月28日(土)、全国一斉に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)に、都道府県労働局等の担当官が対応しました。

今回の無料相談ダイヤル等から著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの事案を把握したものについては、過重労働解消や賃金不払残業の撲滅に向けた監督指導を行い、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進していきます。